

西郷

5 月号

広報にしごう

May 2020 No.593



さわやか高原公園都市

 Nishigo Public Relations

健康保険証として 使用できる

(*令和3年3月予定)

医療機関や薬局の受付で使用できます。就職や転職、引越しをしても切替を待たずに、受診できます。マイナポータルを使うと、ご自身の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。

マイナンバー カードで できること

身分証明書として 使用できる

顔写真が入るため、身分証明書として官民を問わず様々な場面で使用できます。

* 通知カードは身分証明書として使用できません。

マイナポイントが もらえる

マイナポイントは、「〇〇ペイ」などの民間キャッシュレス決済サービスを用いてチャージや買い物をすると、もらえるプレミアム分のポイントです。買い物の決済時に利用できます。取得方法については、P5をご覧ください。

電子証明書として 使用できる

カードについているICチップを使って、e-Taxなどインターネットを介した申請や届出の際に本人証明ができます。お持ちのスマートフォンが対応機種であれば、カードリーダーとしてお使いいただけます。

マイナポータルを 利用できる

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。皆さんの個人情報がどのような手続きに利用されているか確認でき、また子育てに関する手続きを検索することができます。

お持ちですか？
ますます便利になった

マイナンバーカード



マイナ
ポイント
始まります

マイナンバーカードを持つと何ができるの？
申請方法はどちらがいいの？
マイナンバーカードの疑問にお答えします。

知っておきたい！マイナンバーカードのよくある質問



預貯金額や医療などの情報が国から監視されるの？

マイナンバー
PRキャラクター
「マイナちゃん」



マイナンバー制度は、個人情報を一か所に集めて管理する仕組みではありません。



マイナンバーカードが盗まれたら、ICチップの情報が漏れるのでは？



情報が盗まれないように様々な対策を取っています。ICチップに記録されるのは、住所や氏名等で、税金や年金等のプライバシーの高い情報は記録されません。



子どもでもマイナンバーカードの申請はできますか？

15歳未満及び成年被後見人の方は法定代理人により、申請していただく必要があります。



マイナンバーカードとは？
マイナンバーカードは、12桁のマイナンバー（個人番号）などが記載されたICチップ入りのカードです。このカードは、役場での手続きや銀行での口座開設などで、顔写真付きの公的な身分証明書として使用できます。また、このカード一枚で、マイナンバーの確認と本人確認の両方を行うことができます。カードには期限があり、20歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日まで、20歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日までとなっています。

通知カードと何が違うの？
通知カードは、マイナンバーが記載された紙製のカードです。マイナンバーを証明する書類として使えますが、これだけでは、本人確認書類として使用できません。





郵送

通知カードについている申請書部分（赤枠部分）に必要事項を記入し、顔写真を貼り、郵送します。

● 顔写真が必要になります



- ・最近 6 ヶ月以内に撮影
- ・サイズは縦 4.5 cm × 横 3.5 cm
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・平常時の顔であるもの

● 送付先

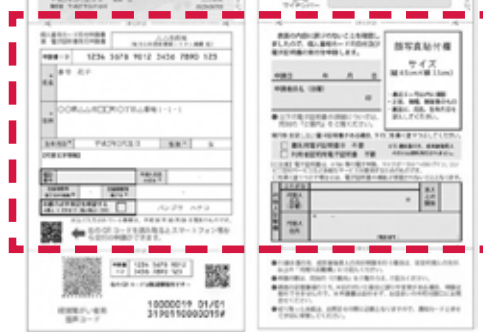
〒219-8732

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター

（表）

（裏）

▼ 申請書部分（ここを使用します）



＊ 封筒はマイナンバーカード総合サイトでダウンロードすることができます（郵送料無料）

自宅のパソコン

顔写真を撮影して、
パソコンに保存する

申請用ウェブサイト
にメールアドレスを
登録

メールに通知される
ウェブサイトにアク
セスする

必要事項を入力し、
顔写真を添付して送
信する

3. カードを受け取りましょう

マイナンバーカードが完成したら、役場から交付通知書をお送りします。受取の際は、必ず身分証明書をご持参の上、ご本人がお越しください。15歳未満の方や成年被後見人が受け取る場合は、申請者本人と法定代理人の両者でお越しください。その際も両者を確認できる身分証明書をご持参ください。

問 住民生活課（住民生活係） ☎ 25-1114

ポイントを貰ってお得にお買い物

マイナポイント、始まります

チャージ額または購入額の
25%がポイントとして貯まる！
＊上限 5,000 ポイントまで



● ポイントをもらう手順

- ① マイナンバーカードを取得します
- ② マイナンバーカード取得後、スマートフォンまたはパソコンでアプリ（ソフト）をダウンロードし、マイナポイントの予約を行います
＊パソコンからの利用にはカードリーダー、スマートフォンの場合はカード読み取り対応機種が必要
＊パソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、役場窓口で予約ができます
- ③ キャッシュレス決済サービスを1つ選択し、マイナンバーカードと連動させます（7月以降実施予定）
- ④ キャッシュレス決済を行うことで25%が還元されます（9月以降実施予定）

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178（音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください）
平日 9:30～20:00 / 土日祝 9:30～17:30

マイナンバーカード を作ってみよう！！



スマホで



パソコンで



郵送で

マイナンバーカードの申請方法はスマートフォン、パソコン、郵送の3つがあります。郵送に比べるとカードの仕上がりが早いので、スマートフォンからの申請がお勧めです。

＊ 申請してからカードの受取まで1ヶ月程度かかります

1. 申請書をご用意ください

マイナンバーカードの申請書は、マイナンバーの通知カードに同封されています。

申請書がお手元にない場合

本人確認ができる書類を持参の上、役場住民生活課窓口にご来庁ください。

＊ 申請書は、本人以外に同一世帯の家族の
分も取得できます。

（表）

（裏）



▲ 通知カード

2. 各種申請方法



スマートフォン

オススメ



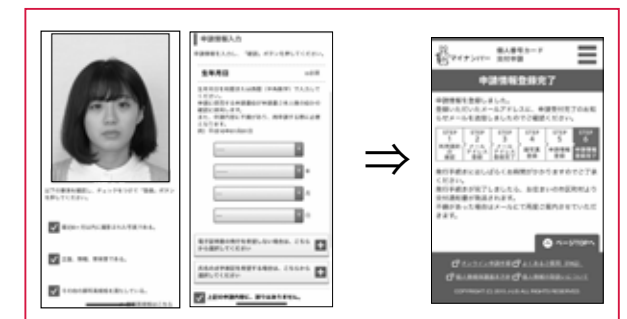
- ① スマートフォンで顔写真を撮影する。
＊自撮りでも可



- ② スマートフォンで通知カードについている交付申請書のQRコードを読み取る。



- ③ 読み取ったウェブサイトメールアドレスを登録し、登録アドレスに届いた申請書専用ウェブサイトへアクセスする。



- ④ 画面の案内に従って、必要事項を入力し、顔写真のデータを添付して送信する。

予算

一般会計 117 億 3,000 万円

令和 2 年度当初予算が 3 月の村議会定例会で可決され、新年度の行政がスタートしました。

令和 2 年度の西郷村一般会計予算は、歳入歳出総額 117 億 3 千万円、対前年度比 5 億 8 千万円の増、率にして 52 % の増となります。当初予算の編成につきましては、主に「西郷村第四次総合振興計画」、「西郷村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の実現に向けた各種施策に伴う予算を計上しています。

歳入

歳入予算は、前年度比で地方交付税が普通交付税減額込みのため 20.5 % 減、雪割橋建設事業費の減少や児童館建設等の事業完了により国庫支出金が 25.5 % 減、地方債が新規事業等の費用借入のため 133.5 % 増となっています。

また、今年度より、新たに法人事業税交付金が創設され、自動車取得税交付金が廃止となっています。

歳出

歳出予算は、村の重点事業として掲げる「災害情報伝達システム整備事業」、「新庁舎建設事業」、「学校給食センター建設事業」、「道の駅整備事業」に伴う予算が新たに計上されています。昨年度発生した台風 19 号に伴う各種災害復旧事業費も計上されています。

なお、本年度の当初予算に計上された主な事業及び金額は別表のとおりです。

問 財政課
2512910

一般会計当初予算の主な事業

目 的	事 業 名	金 額
総務費	会計年度任用職員経費	2 億 3,647 万円
	市町村生活交通対策事業 運行費等補助金	3,530 万円
	新庁舎整備事業	1 億 1,472 万円
	国民健康保険特別会計繰出金	1 億 1,324 万円
民生費	後期高齢者医療事務費等負担金	1 億 3,075 万円
	後期高齢者医療特別会計繰出金	4,262 万円
	西郷村社会福祉協議会補助金	4,076 万円
	自立支援給付事業費	3 億 1,380 万円
	障がい児通所支援事業費	1 億 4,070 万円
	川谷保育園保育事業負担金	1 億 433 万円
	みずほ保育園保育事業負担金	1 億 4,484 万円
	くまっこ保育園保育事業負担金	9,148 万円
	施設等利用給付事業	1 億 1,427 万円
	児童手当費	3 億 7,730 万円
	児童医療費助成事業	5,925 万円
	乳幼児医療費	4,141 万円
	介護保険事業特別会計繰出金	2 億 1,475 万円
	白河地方広域市町村圏整備組合負担金（し尿・塵芥処理費）	1 億 7,382 万円
衛生費	（原子力災害対策） 放射性物質除染対策事業費	23 億 3,653 万円
	県営事業負担金 （農村地域環境保全整備事業ほか）	5,913 万円
農林水産業費	ふくしま森林再生事業	1 億 3,929 万円
	農業施設災害復旧費（過年災）	1 億 5,000 万円
	農業集落排水事業会計負担金	1 億 1,708 万円
商工費	特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（雪割橋周辺整備）	5,510 万円
	白河布引山演習場周辺道路改修事業費	2 億 9,323 万円
土木費	社会資本整備総合交付金事業費	2 億 2,907 万円
	土木施設災害復旧費（過年災）	5,000 万円
	公共下水道事業会計負担金	3 億 5,775 万円
消防費	災害情報伝達システム整備事業	9 億 4,172 万円
	白河地方広域市町村圏整備組合負担金（消防費分担金）	2 億 5,175 万円
教育費	学校給食センター建設事業費	1 億 3,870 万円
公債費	元利償還金	5 億 8,543 万円

- 一般会計 村の基本的な事業を行うための会計
- 特別会計 一般会計と区別し、特定の歳入・歳出によって行う会計

特別会計

会 計 名	予算額	前年度比
墓 地 特 別 会 計	677 万円	−15.5%
国民健康保険特別会計	16 億 1,358 万円	−3.2%
介護保険事業特別会計	13 億 3,639 万円	+1.7%
後期高齢者医療特別会計	1 億 6,652 万円	+10.3%

公営企業会計

区 分		予算額	前年度比
水 道 事 業	収益的	収入 3 億 5,217 万円	−1.0%
		支出 3 億 5,217 万円	−1.0%
	資本的	収入 1,600 万円	+10.4%
		支出 2 億 3,278 万円	+4.9%

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 1,678 万円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 293 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,885 万円、建設改良積立金処分額 5,500 万円、減債積立金処分額 4,000 万円で補てんするものとする)

区 分		予算額	前年度比
工業用水道事業	収益的	収入 2 億 9,055 万円	−0.6%
		支出 2 億 9,055 万円	−0.6%
	資本的	収入 1,742 万円	0.0%
		支出 2 億 6,868 万円	+22.7%

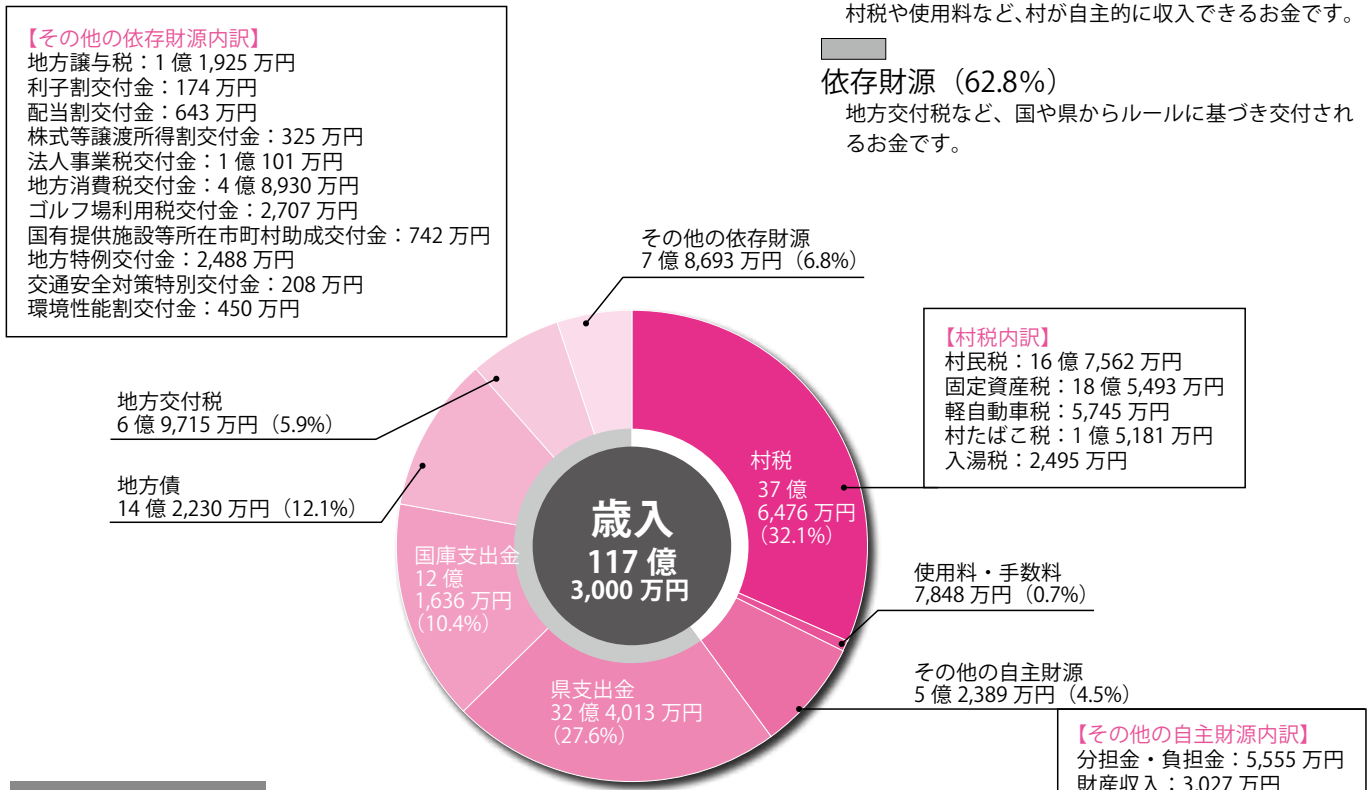
第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 5,126 万円は、当年度分損益勘定留保資金 5,917 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,509 万円、建設改良積立金処分額 11,000 万円、減債積立金処分額 6,700 万円で補てんするものとする)

区 分		予算額	前年度比
下水道事業	収益的	収入 7 億 4,268 万円	なし
		支出 6 億 9,422 万円	なし
	資本的	収入 4 億 1,581 万円	なし
		支出 5 億 5,848 万円	なし

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 14,267 万円は、当年度分損益勘定留保資金 6,496 万円、引継現金 2,285 万円、利益剰余金 5,486 万円で補てんするものとする)

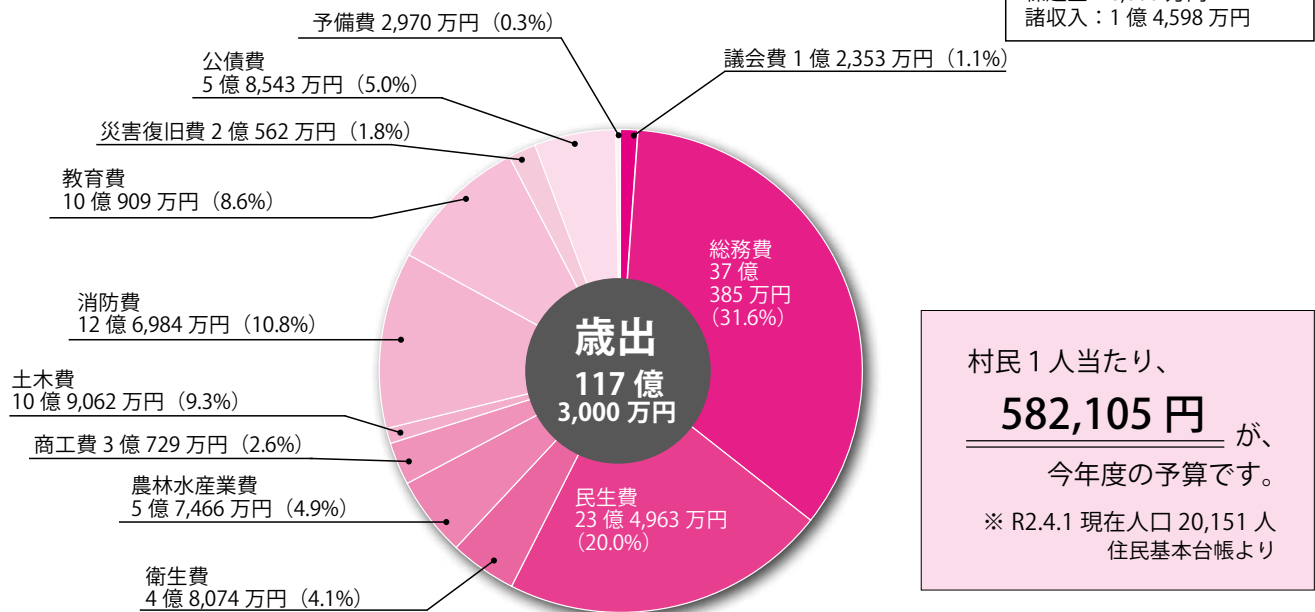
一般会計 歳入

※金額は表示単位以下を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。



一般会計 歳出

※目的別



村議会報告

令和2年第1回定例会は、3月2日から3月16日までの15日間の会期で行われました。

令和2年度一般会計及び特別会計当初予算など村長提出議案32件の内、30件が原案可決、1件が同意、1件が否決されました。また、議会提出議案1件が原案可決されました。

なお、議案名と議決結果及び内容については、次のとおりです。

村長提出議案等

▽議案第1号
西郷村監査委員条例の一部を改正する条例(原案可決)
地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第2号
西郷村課設置条例の一部を改正する条例(原案可決)
組織の見直しによる行政運営の改善を図るため、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第3号
西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第4号
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(原案可決)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第5号
西郷村一般職の任期付職員採用等に関する条例(否決)

▽議案第6号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)
勤務1時間当たりの給与額を算出するための基礎額に寒冷地手当を加えることについて、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第7号
西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正

する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第8号
西郷村介護保険条例の一部を改正する条例(原案可決)
介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料の軽減について、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第9号
西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(原案可決)
道路法施行令において定める国の道路占用料の額に準じ、道路占用料の額について、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第10号
西郷村道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)
道路構造令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

▽議案第11号
西郷村道路線の認定について(原案可決)

松林1号線及び松林2号線については地域住民の生活用道路として、折口原25号線、前原7号線、前原8号線、大平21号線及び大平22号線については都市計画法の開発行為による道路の帰属に伴い、新たに村道に認定しようとするもの。

▽議案第12号
指定管理者の指定について(西郷村高齢者生活支援センター)(原案可決)

▽議案第13号
指定管理者の指定について(西郷村デイサービスセンター「やすらぎの家」)(原案可決)
議案第12号・13号は、公の施設に係る指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

▽議案第14号
除染対策事業令和元・2年度債務負担行為北部仮置場調整池復旧工事請負変更契約について(原案可決)
工事内容の変更に伴い、工事請負契約の一部変更について、議決を求めるもの。

令和2年度西郷村水道事業会計予算(原案可決)
▽議案第21号
令和2年度西郷村工業用水道事業会計予算(原案可決)
▽議案第22号
令和2年度西郷村下水道事業会計予算(原案可決)
議案第15号から第22号は令和2年度当初予算(6・7ページ)を参照。

排水事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)
▽議案第28号
令和元年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)(原案可決)
▽議案第29号
令和元年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(原案可決)
▽議案第30号
令和元年度西郷村水道事業会計補正予算(第2号)(原案可決)

▽議案第15号
令和2年度西郷村一般会計予算(原案可決)
▽議案第16号
令和2年度西郷村墓地特別会計予算(原案可決)
▽議案第17号
令和2年度西郷村国民健康保険特別会計予算(原案可決)
▽議案第18号
令和2年度西郷村介護保険事業特別会計予算(原案可決)
▽議案第19号
令和2年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)
▽議案第20号

▽議案第23号
令和元年度西郷村一般会計補正予算(第5号)(原案可決)
▽議案第24号
令和元年度西郷村墓地特別会計補正予算(第2号)(原案可決)
▽議案第25号
令和元年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(原案可決)
▽議案第26号
令和元年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)
▽議案第27号
令和元年度西郷村農業集落

▽議案第31号
令和元年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第2号)(原案可決)
議案第23号から31号の令和元年度補正予算(3月)の補正額は、下表のとおり。
▽議案第32号
西郷村監査委員の選任について(同意)
議員のうちから選任する監査委員について、鈴木勝久氏を選任するもの。

令和元年度 一般会計・特別会計・公営企業会計補正予算【3月】

一般会計・特別会計補正予算 (単位:千円)				
会 計	既決額	補正額	予算総額	
一 般 会 計	11,954,000	△ 997,000	10,957,000	
墓 地 特 別 会 計	9,590	△ 4,462	5,128	
国民健康保険特別会計	1,672,092	△ 8,893	1,663,199	
公共下水道事業特別会計	666,575	△ 15,906	650,669	
農業集落排水事業特別会計	177,502	△ 3,164	174,338	
介護保険事業特別会計	1,347,431	△ 39,475	1,307,956	
後期高齢者医療特別会計	152,696	5,668	158,364	

公営企業会計補正予算 (単位:千円)				
区 分	既決額	補正額	予算総額	
水道事業会 計	収益的支出	341,995	15,829	357,824
	資本的支出 ※	343,198	△ 69,427	273,771
工業用水道事業会計	収益的支出	297,294	△ 16,984	280,310
	資本的支出 ※	208,847	△ 66,567	142,280

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金などで補てん

議会提出議案等

▽発議第1号
福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について(原案可決)
(提出先) 内閣総理大臣 厚生労働大臣 福島労働局長

問 議会事務局
2512980

より魅力的な農業経営を～家族経営協定～

3月25日、村長室で農業の家族経営協定締結式が行われ、金田裕二さんと長男の金田隆さんが村長同席の下で、協定を締結しました。

家族経営協定は、農業経営に携わる世帯員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や家族みんなが働きやすい就業環境などについて取り決めるものです。

締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿について家族間で話し合うことが、経営の改善に繋がっていきます。



▲金田隆さん（中央）と金田裕二さん（中右）

予算の適正な執行を～監査委員辞令交付～



▲村長から辞令を受ける鈴木議員

令和2年第1回定例会の議案第32号「西郷村監査委員の選任」について、議会の同意を得た鈴木勝久議員に対して、3月25日、村長室で辞令が交付されました。

監査委員は、地方自治体(市町村等)が、お金を正しい手続きの下で収入・支出しているか、また、公正で効率的な仕事を行っているかを監査し、必要な場合には村長に指摘したり、意見を述べたりします。

新たな子育て支援機能として～クリニック建設地鎮祭～

医療法人健恵会ねもとキッズクリニック（理事長・根本健二氏）が開院する「にしごうキッズクリニック」の新築工事地鎮祭が、3月26日、折口原の建設予定地で執り行われました。

クリニック建設は、村が取り組んでいる新庁舎を含めた「拠点づくりプロジェクト計画」の一環で、子育て支援機能として村民の要望が多かった小児科医の誘致を図ったものです。

クリニックは木造2階建て、延べ床面積約350㎡で9月の開院を目指します。



▲玉串を捧げる村長

つけて走って広げよう 地元の魅力！

白河ナンバープレート 令和2年5月11日から交付開始！

〈該当地域〉白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町

新車・中古車を購入する

令和2年5月11日以降に登録される自動車は「白河ナンバー」となります。自動車販売店にご相談ください。

手続きの代行を依頼する

代行費用、手続等については、直接依頼先へお問い合わせください。

- ・行政書士（福島県行政書士会県南支部白河ナンバー相談窓口 ☎090-4639-7185）
- ・白河自家用自動車協会（白河市久田野字前田 52-1 ☎0248-23-3850）
- ・その他（自動車販売店等、ディーラー、中古車販売協会加盟店、整備工場等）

自分で交換する

・図柄なしで番号の希望がない場合

事前申込は不要です。必要書類を持参し、対象の車両で運輸支局へ向かい、手続きを行います。

・図柄あり・番号を希望する場合

事前申込が必要です。交付手数料を納付し予約済証を取得します。

後日、必要書類、予約済証を持参し、対象の車両で運輸支局へ向かい、手続きを行います。

・事前申込方法

WEB：http://www.graphic-number.jp から申し込み、納付します。

窓口：予約センター（福島県自動車会議所）に設置の端末で申し込み、納付します。

・必要書類

a 申請書 b 自動車税申告書 c 手数料納付書（軽自動車は不要） d 車検証 e 本人の印鑑
※ a～e は白河自家用自動車協会と福島県自動車会館で入手可能

・その他

自分でプレートの取り外しをするため、ドライバー等の工具を持参する必要があります。

プレート代金

※代行を依頼する場合は、別に費用がかかります。依頼先にご確認ください。

	通常版	図柄入り（カラー版）	図柄入り（モノトーン版）
登録自動車	白河599 さ20-46 ペイント式 1,600円 字光式 3,200円	白河599 あ20-46 ペイント式 1,600円 字光式 3,200円	白河599 あ20-46 ペイント式 1,600円 字光式 3,200円
事業用	白河599 あ20-46 ペイント式 4,110円 字光式 5,690円	白河599 あ20-46 ペイント式 4,110円 字光式 5,690円	白河599 あ20-46 ペイント式 4,110円 字光式 5,690円
軽自動車	白河589 ろ20-46 ペイント式 1,600円 字光式 5,690円	白河589 ろ20-46 ペイント式 1,600円 字光式 5,690円	白河589 ろ20-46 ペイント式 1,600円 字光式 5,690円
二輪	白河599 あ20-46 ペイント式 4,130円 字光式 6,720円	対象外	対象外

出張交換会の開催を予定しています

白河ナンバーの交付に併せ、出張交換会の開催を予定していますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催日時、場所、申込方法等について、現時点で未定となっています。

実施内容が決まりましたら、随時ホームページでお知らせいたします。

問い合わせ先

- 交付手続き
 - ・登録自動車
福島運輸支局
☎050-5540-2015
 - ・軽自動車
軽自動車検査協会福島事務所
☎050-3816-1837
- 図柄入りナンバー・希望ナンバー
 - ・登録自動車
福島県自動車会議所
☎024-546-7415
 - ・軽自動車
福島県自動車会議所福島軽分室
☎024-545-2180
- その他出張交換会等
 - 白河市長公室企画政策課
☎22-1111（内線 2323、2324）
 - 西郷村企画政策課
☎25-2943

入園式

4月2日～8日に、村内各幼稚園・保育園で入園式が行われました。
新入園児の皆さんは、年長のお兄さん、お姉さんに温かく迎えられ、元気いっぱいのお返事を聞かせてくれました。
これからの新しい生活が楽しみです。

くまっこ保育園（4月2日）



みずほ保育園（4月2日）



まきば保育園（4月2日）



川谷保育園（4月4日）



西郷村立幼稚園（4月8日）



学校法人西郷幼稚園（4月8日）



令和 2 年度 定期予防接種のお知らせ

高齢者肺炎球菌予防接種

- 対象者
西郷村に住民登録をしている方で、高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したこと（全額自己負担で受けた場合も含む）がない方
そのうち、次の（1）（2）条件に該当する方

（1）下表の生年月日に該当する方（接種券を令和 2 年 4 月にお送りしています）

年齢	対象となる生年月日	年齢	対象となる生年月日
65 歳	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生の方	85 歳	昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日生の方
70 歳	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生の方	90 歳	昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日生の方
75 歳	昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生の方	95 歳	大正 14 年 4 月 2 日～大正 15 年 4 月 1 日生の方
80 歳	昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生の方	100 歳	大正 9 年 4 月 2 日～大正 10 年 4 月 1 日生の方

- （2）接種日現在で 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障がい者手帳 1 級相当）
※接種券はお送りしていません。接種が必要な場合は健康推進課へお問い合わせください。

- 実施場所
白河市及び西白河管内の指定医療機関
（指定医療機関等については、健康推進課へお問い合わせ下さい）
- 持参物
うす桃色（ライトピンク）の接種券、
健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- 接種期間
令和 3 年 3 月 31 日まで
- 接種料金
無料（ただし、指定医療機関で接種する場合）



小学生・中学生の予防接種

予防接種名	対象者	備考
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	小学校 6 年生	二種混合予診票は令和 2 年 4 月に配付済みです。
日本脳炎	小学校 4 年生	日本脳炎第 2 期予診票は令和 2 年 4 月に配付済みです。
	特例対象者 平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方で 20 歳未満の方	（日本脳炎特例措置について） 過去に日本脳炎ワクチンの接種後に重い副反応が生じたことから、平成 17 年度から平成 21 年度までの間は積極的な接種勧奨が差し控えられていました。この期間内に、日本脳炎の予防接種（第 1 期、第 2 期）を受ける機会を逃した方は、特例措置（不足分の接種機会の確保）が設けられています。 接種を希望される方は、母子健康手帳などで接種歴を確認いただき、健康推進課へお問い合わせください。

- 実施場所
白河市及び西白河管内の指定医療機関
- 持参物
母子健康手帳、予防接種予診票
- 接種料金
無料
- その他
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防ワクチン）の接種は、現在、積極的にはお勧めしていません。

問 健康推進課（保健係） ☎ 25-1115

西郷村高齢者福祉サービス

在宅の高齢者を対象にした福祉サービスについて、次のようなサービスを行っております。
ご利用になる場合は申請等が必要になります。

高齢者福祉サービス名	事業内容	対象者	助成額等
見守り安心 ネットワーク事業 	緊急通報主装置・ペンダント型送信機・見守りセンサー・火災警報器等を貸与することにより、24 時間体制で、急病や火災及び事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。	65 歳以上の方で、次の各号のいずれかに該当する方 (1) 一人暮らしの方 (2) 高齢者のみ世帯の方 (3) 重度身体障がい者のみ世帯の方	NTT 回線の固定電話や 2 名以上の協力員の登録が必要となります。
寝具洗濯乾燥消毒 サービス事業 	寝具類の衛生向上を図り、居宅生活での就寝の快適化・健康保持の促進を図ります。なお、7 月と 2 月の年 2 回を予定しております。	65 歳以上もしくは 40 歳以上の重度身体障がいの方で次の各号のいずれかに該当する方 (1) 要介護 3 以上に認定された方 (2) 1 人暮らしの方 (3) 65 歳以上のみの高齢者世帯の方	費用の 1 割が自己負担となります。
高齢者 温泉無料開放事業 	西郷村温泉健康センター（ちやぼランド西郷）を利用する際に利用料を免除できる「西郷村温泉健康センター高齢者無料証明書」を発行します。 ※証明書を持参しなくても、身分証（免許証等）を持参すれば利用料を免除いたします。	村内に居住する満 70 歳以上の方	入湯税（100 円）を除く利用料
はり、きゅう、 マッサージ等の 施術費用助成事業 	村内の指定施術者のはり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける場合の費用を助成します。	村内に居住する方で次の各号のいずれかに該当する方 (1) 満 70 歳以上の方 (2) 満 65 歳以上で身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度等級が 1 級又は 2 級の方	年間最大 12,000 円 （1 回 1,000 円× 12 枚）
高齢者にやさしい 住まいづくり助成事業 	手すりの取付け、段差解消、滑り防止の床材変更、引き戸への取替え等の住宅改修工事費の助成を行います。	村内に居住する方で 65 歳以上の高齢者又は 40 歳以上 65 歳未満の介護認定者で、世帯の主たる生計維持者が児童手当所得制限以下の方	助成金額限度額は 160,000 円 （2 割自己負担）
西郷村高齢者福祉 トータルサポート センター 	西郷村を北部・中部・南部の 3 地区に分け、調査員（西郷村社会福祉協議会職員）が各ご家庭を訪問し、実態調査や相談を行っております。	概ね 65 歳以上の村民の方	—

- 申込み方法
利用を希望する方は、健康推進課までお問い合わせください。
また、上記以外でも「軽度生活援助事業」、「訪問理美容サービス事業」、「生きがい活動支援通所事業」、「寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業」等がありますので、詳しくは健康推進課までお問い合わせください。

問 健康推進課（高齢者支援係） ☎ 25-3910

令和 2 年度 西郷村行政区長会

4月8日、令和2年度の行政区長会が村文化センターで行われ、51名の行政区長のみなさんに、住民と行政のパイプ役としての協力をお願いしました。

会では、米行政区の松崎順平区長に委嘱状を代表交付した後、会長に下新田行政区の花安紀夫区長が再任され、副会長には、赤渕行政区の尾股完治区長が選任されました。

本年度の区長会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年と異なり区長や村側出席者の紹介、各担当課長による細部説明を一部省略する形での進行となりました。

また、区長会終了後には、区長が兼務する保健委員の総会も開催され、役員の選出や収支決算等が審議されました。



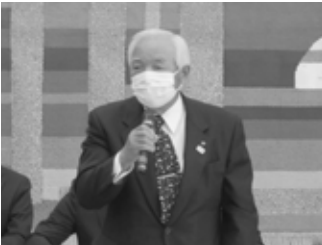
◇ 令和 2 年度 行政区長および保健委員名簿 R2.4.1 現在（敬称略） ◇

	行政区	氏 名		行政区	氏 名		行政区	氏 名		行政区	氏 名
1	米	松崎 順平	16	折口	秋山 一則	31	上野原上	原 賢司	42	伯母沢	村上 喜市
2	長坂	小川原 俊一	17	上折口原	高久 明男	32	大平下	佐藤 清隆	43	甲子高原	有賀 孝幸
3	柏野	和知 勝利	18	東高山	邊見 文雄	33	大平上	大平 一美	44	大窪	安藤 壽雄
4	赤渕	尾股 完治	19	東高山コ-の	遠藤 かおり	34	黒川	真船 利男	45	折口原住宅	関 昌輝
5	下羽太	緑川 進	20	下折口原	鈴木 達夫	35	稗返	岩鍋 国雄	46	定住促進住宅	藤井 裕来子
6	羽太グリーンの	堀井 忠弘	21	西原	小泉 誠	36	柳沢	高橋 力弥	47	岩下団地	金子 典子
7	中久保	緑川 桂子	22	間の原	井沢 栄	37	赤坂	荒井 初男	48	下羽太新住宅	須藤 茂男
8	上羽太	近藤 利男	23	下新田	花安 紀夫	38	大清水	真船 久男	49	新羽太団地	金澤 之一
9	虫笠	近藤 初敏	24	上新田	小林 文雄	39	一の又	眞尾 富男	50	下羽太団地	村上 昇寿
10	真名子	鴛巢 信裕	25	山下	鈴木 武利	40	芝原	郡司 政夫	51	小田倉原団地	関根 清二
11	熊倉	遠藤 富男	26	甲子ガーデン	横山 りえ	41	川谷	松本 孝信	合計 51 行政区		
12	谷地中	仁平 義輝	27	竊改良センター	宮下 貴伊智						
13	鶴生	相馬 安男	28	原中下	橘 則男						
14	追原	大竹 静夫	29	原中上	中澤 幸雄						
15	真船	砂塚 隆	30	上野原下	鈴木 隆宏						

▲米行政区長に委嘱状を代表交付

▲行政区長会員に再任された花安氏

▲米行政区長に委嘱状を代表交付



▲行政区長会長に再任された花安氏

令和 2 年度
狂犬病予防注射・畜犬登録のお知らせ



🐾 犬の飼い主の皆様へ

令和2年度狂犬病予防注射を左表のとおり実施いたします。予防注射を受ける際は「**狂犬病予防注射申請書**」を必ず持参してください。また、申請書裏面の**問診票**にも必ず記入願います。

生後91日を過ぎたすべての飼い犬は、法律で年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。（生後90日以内の飼い犬は今回の注射は受けられません。）

村で実施する狂犬病の予防注射は、年1回（5月）だけです。この期間中に都合で受けられない犬は、個別に獣医師または動物病院で予防注射を受けなければなりません。

なお、**犬を新たに飼われた方は、今回登録・注射（登録は生涯1回、注射は年1回）の両方**をしていただくようになります。

会場には犬を制御できる方が連れてくるようお願いします。制御できない場合は、お断りすることがあります。

🐾 料 金

●すでに登録している場合：3,250 円
（内訳：注射技術料 2,700 円＋注射済票交付手数料 550 円）

●新規登録の場合：6,250 円
（内訳：新規登録料 3,000 円＋予防注射料 3,250 円）

※お釣りのないようご協力をお願いします。
※令和2年度実施分から料金が変更になりました。
（福島県獣医師会通知より）

🐾 注意事項

次の場合は、予防注射を受ける前に獣医師に申し出てください。接種できない場合は、獣医師の証明を受け提出してください。

① 犬が病気にかかっていると思われる場合

② 予防注射でアレルギー症状などの副反応を起こしたことがある犬

③ **雌犬で発情期、妊娠中または分娩後 1 カ月以内の場合は接種できません**

④ 1 カ月以内に、ほかの予防注射を受けている場合

⑤ 犬が高齢で衰弱している場合

※上記に該当する場合、または犬が興奮状態にあるときは注射ができない場合があります。

※**接種後 24 時間以内は激しい運動は避けましょう。**

※飼い犬が死亡した場合、飼い主の変更や住所の変更などが生じた場合は、届出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

📞 環境保全課（環境衛生係）☎ 25-2197

日	時 間	場 所
5 /12 (火)	9:30 ～ 9:55	芝原多目的研修集会施設前
	10:00 ～ 10:30	太陽の国厚生センター入口
	10:40 ～ 10:50	伯母沢コミュニティセンター前
	10:55 ～ 11:05	馬場坂集乳所跡
	11:10 ～ 11:20	稗返地区公民館前
	11:30 ～ 11:40	黒川多目的研修集会施設前
	11:45 ～ 11:55	国道 4 号旧東亜道路入口
	13:05 ～ 13:25	大清水多目的集会施設前
	13:30 ～ 14:15	大平コミュニティセンター前
	14:20 ～ 14:35	大平公民館前
	14:45 ～ 15:05	上野原農民研修センター前
	15:10 ～ 15:30	上野原上コミュニティセンター前
5 /13 (水)	9:30 ～ 9:55	小田倉児童館前
	10:00 ～ 10:10	狼山合住宅団地跡
	10:15 ～ 10:35	上新田転作技術センター前
	10:40 ～ 10:50	前原地区兼子宅脇
	10:55 ～ 11:15	下新田コミュニティセンター前
	11:20 ～ 11:30	角田車体前
	11:40 ～ 11:55	（株）林養魚場前
	13:05 ～ 13:20	下折口原集落センター前
	13:25 ～ 13:40	山下多目的研修センター
	13:50 ～ 14:05	いわしなクリニック向側駐車場用地
	14:10 ～ 14:25	旧折口原公民館前（森下宅隣）
	14:30 ～ 14:50	東高山住宅入口
5 /14 (木)	9:30 ～ 9:40	みやま荘前
	9:55 ～ 10:05	由井ヶ原地区公民館前
	10:15 ～ 10:40	報徳地区集落センター前
	10:50 ～ 11:05	スナック夕陽前
	11:10 ～ 11:25	追原コミュニティセンター前
	11:35 ～ 11:50	折口屯所前
	13:05 ～ 13:15	田土ヶ入入口（金山理容店前）
	13:20 ～ 13:35	真船コミュニティセンター前
	13:40 ～ 13:50	高助バス停前
	13:55 ～ 14:10	鶴生地区公民館前
	14:20 ～ 14:40	熊倉コミュニティセンター前
	14:45 ～ 15:00	谷地中コミュニティセンター前
5 /15 (金)	9:30 ～ 9:40	真名子地区公民館前
	9:45 ～ 9:55	牛窪バス停前
	10:00 ～ 10:15	虫笠地区集落センター前
	10:25 ～ 10:45	上羽太コミュニティセンター前
	10:50 ～ 11:05	下羽太地区集落センター前
	11:10 ～ 11:20	羽太グリーンタウンコミュニティセンター前
	11:25 ～ 11:35	下羽太南バス停前
	11:40 ～ 11:55	柏野コミュニティセンター前
	13:05 ～ 13:25	長坂多目的集会施設前
	13:30 ～ 14:00	米農林漁家婦人活動促進施設前
	14:05 ～ 14:15	芳賀設備工業（株）向
	14:20 ～ 14:40	間の原コミュニティセンター前
5 /16 (土)	9:30 ～ 11:00	西郷村役場（本庁舎前駐車場） 5 月 12 日から 15 日までに 注射をできなかった方

フットパスで西郷の魅力を再発見！

西郷村ではフットパス事業を開始します。それに先立ち、フットパスの内容やその魅力について、毎月紹介していきます。

第2回 地域おこし協力隊

『地域おこし協力隊』とは、地域外の方が活動する市町村に住み、地域ブランドや地場産品の開発や販売、PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行うことを目的とした制度です。

西郷村では、フットパスによるまちづくりを推進するために、今年度から大阪府出身の北浦鑑久さんを『地域おこし協力隊』として迎えました。

北浦さんは、これまで秋田県や宮城県において『地域おこし協力隊』として、フットパス事業をお手伝いしてきました。今後は、西郷村観光協会や住民の皆さんと一緒に『フットパス』事業をおこなっていきます。



▲ 村長から委嘱状を受ける北浦さん



地域おこし協力隊の北浦です。
フットパスを通じて、西郷村の面白いところや人を村内・村外へ繋げていきたいと思います。現在は、健康ウォーキング推奨コースや遊歩道、史跡などを巡って、村内を回っています。見かけたらぜひお声かけください！

問 産業振興課（観光振興係） ☎ 25-1116

5月の 休日当番医

診療時間 9:00 ～ 17:00



月日	診療科目	医療機関名	所在地	☎ (0248)
3日 (日)	小児科	白河厚生総合病院	白河市	22-2211
	内科・外科	会田病院	矢吹町	42-2121
	歯科	芳賀医院歯科室	西郷村	25-2862
4日 (月)	小児科	白河厚生総合病院	白河市	22-2211
	内科・外科	会田医院	矢吹町	42-2121
	歯科	古市歯科クリニック	中島村	52-2894
5日 (火)	小児科	白河厚生総合病院	白河市	22-2211
	内科・外科	会田医院	矢吹町	42-2121
	歯科	ほずみ歯科医院	白河市	22-7211
6日 (水)	小児科	関医院	白河市	23-3003
	内科・外科	小針医院	矢吹町	42-2366
	歯科	まるやま歯科医院	白河市	23-9146

月日	診療科目	医療機関名	所在地	☎ (0248)
10日 (日)	小児科	みうら小児クリニック	白河市	28-1001
	内科・外科	渡部医院	矢吹町	44-4111
	歯科	水野谷歯科医院	中島村	52-3933
17日 (日)	小児科	わたなべ子どもクリニック	白河市	21-2166
	内科・外科	まつやまクリニック	矢吹町	41-2311
	歯科	三森歯科医院	白河市	23-2401
24日 (日)	小児科	ねもとキッズクリニック	白河市	21-5623
	内科・外科	よしだ内科クリニック	白河市	21-5711
	歯科	本柳歯科医院	泉崎村	53-5030
31日 (日)	小児科	樋口小児クリニック	矢吹町	42-2040
	内科・外科	きくち診療所	中島村	21-8672
	歯科	山本歯科医院	白河市	24-2888

【平日】健康推進課 ☎ 25-1115 【休日】西郷村役場 ☎ 25-1111

西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金

昨年度より開始した、西郷村「人と地域の絆づくり」推進補助金の申請受付を行います。

この補助金は、行政区や住民団体等の人々が地域の課題解決に向け、村民の参画と協働によって、特色を生かした魅力ある地域を形成し発展させていくための活動を支援するものとして設立しました。住みよい地域社会の実現に向け、ぜひこの補助制度をご活用ください。

- **申請期間** 4月1日(水)～6月30日(火) 9時～17時(土日祝祭日を除く)
- **提出場所** 西郷村 総務課 (☎ 0248-25-1112)
- **提出書類** ① 西郷村人と地域の絆づくり推進補助金交付申請書
② 事業計画書
③ 事業収支予算書
④ 住民団体等の規約等及び会員名簿
⑤ 団体概要書等

※ 提出書類①の申請書は、役場で受け取るか、村ホームページからダウンロードできます。

▶ <https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/sonsei/shisakukeikaku/kizunahojo/>

※ 審査会により補助金の交付が決定すると、補助金を振り込むための団体等名義の預貯金口座が必要となりますので、ご注意ください。

補助金の区分・目的・補助金額について

補助を受ける事業の目的に応じて、3つの補助区分があります。

申請内容により補助金額の上限も変わりますので、ご確認ください。

区分	目的・今年度の主な交付実績	補助上限
自立支援型	住民団体等が、身近な地域課題を自主的に解決し、自分たちの判断と創意工夫により地域を維持発展させるために行う概ね2時間以上の社会貢献活動に対して支援する。	5万円 (千円未満切り捨て)
事業支援型	住民団体等が、地域の特色を活かし、自らの知恵と工夫により、自主的・主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある補助事業に対して支援するもの。	30万円 (千円未満切り捨て)
地域拠点支援型	集会施設等が整備されていない行政区において、行政区自らが活動拠点を形成する経費に対して支援するもの。	20万円 (千円未満切り捨て)
備考	● 補助金額は、事業対象経費から国、県、市町村（西郷村を除く）、民間団体等による補助金を受けている額を引いた補助金対象経費の総額です。 ● すべて単年度事業の補助です。 ● 補助金の交付回数は、各年度1団体に対して1回です。	

問 総務課（地域支援係） ☎ 25-1112

6/1(月) 今月の納税・納付

前日までに口座入金、納付をお願いします。

軽自動車税（全期）

村税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。
お申し込みは税務課または各金融機関の窓口へ。

「広報にしごう」へ広告を掲載しませんか？

村が作成する「広報にしごう」への掲載広告を募集します。
ただし、村の広報紙に掲載する広告としてふさわしい内容に限ります。詳細は、総務課 庶務広報係 (☎ 25-1112) までお問い合わせください。

●広告の掲載料（掲載1回につき）

1段（この枠の2倍）・・・12,000円

1/2段（この枠と同じ）・・・6,000円



みんなで頑張ろうセール
5食以上お買い上げのお客様に
醤油1食 か ざるラーメン1食
どちらかプレゼントします。
※ 5/1～5/31の期間限定

みもり製麺 Tel0248-25-3925



遺言作成・遺産分割・交通事故・その他の
法律問題でお困りの方へ…
どうか一人で悩まずに、お気軽にご相談下さい。

みなかみ法律事務所
福島県弁護士会所属 弁護士 水上泰真人

ご相談受付時間 / 平日 9:00～17:00
福島県白河市新白河4-61-12 水上新白河ビル2F
<http://minakami-law.com/>
☎0248-21-7712



統計調査員を募集しています！

西郷村では、国などが行う統計調査の業務に従事して下さる調査員を募集しています。
なお、統計調査員のお仕事を希望される方は、西郷村統計調査員協議会への加入が必要となります。

○ 仕事の内容

- ① 統計調査の時に調査票の配付や回収、点検などを行います。(年間を通した調査はありません)
- ② 従事期間は概ね2か月間です。(実際の活動は3～4週間ほど)
- ③ 県等が主催する研修会へ参加することができます。

○ 応募資格

以下のすべての要件を満たす方

- 20歳以上の健康な方(学生も可)、責任をもって調査事務を遂行できる方
- 調査で知り得た秘密を守れる方(退任後も同様)
- 税務、警察、政治等に直接関係のない方
- 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

○ 報酬及び待遇

調査終了後に報酬が支払われます。報酬額は概ね3～5万円程度です。
調査期間中は国または県の非常勤の公務員となります。調査活動中に災害にあった場合には、公務災害補償が適用されます。



令和2年国勢調査の調査員募集について

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査の実施にあたり、調査に従事して下さる方を募集します。

○ 仕事の内容

- ① 村が開催する説明会への出席
- ② 担当地区の範囲と調査対象の確認
- ③ 調査票の配布及び回収
- ④ 回収した調査票の点検及び整理
- ⑤ 村へ調査書類等の提出



○ 応募資格

上記統計調査員の応募資格と同じ

○ 報酬(予定)

1調査区(40～80世帯)あたり約3～5万円

○ 任命期間

令和2年8月～10月(予定)

☎ 企画政策課(情報統計係) ☎ 25-2943

図書室だより

おすすめ図書

☆ 5月の休館日

7日(木)、11日(月)、
18日(月)、25日(月)



完結したはずの「おかんメール」が復活！おかん視点の「インスタ映え」「おかんグラム」が初登場。親子の愛と笑いのコンビネーションをぜひご堪能下さい！



法律はむずかしい言葉ばかり…でもこの本があれば解決！普段の生活で「これって法律的にどうなんだろう」思ったときにきっとあなたを助けてくれる！



しょうがつこうがどんなところか、きになるきみへ！もっともったのしみがふえるかも？おはなしだけじゃなく、チェックシートもあるよ！

高齢者運転経歴証明書の交付手数料を助成します

高齢者の運転による交通事故の抑止を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納支援として、4月1日より、運転経歴証明書の交付手数料の助成を行っています。

○ 助成内容

運転経歴証明書の交付手数料 1,100円を助成します。

○ 助成の条件

以下のすべての要件を満たす方が助成の対象となります。

1. 村内に住所を有する65歳以上の高齢者
2. 令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方
3. 福島県公安委員会で発行された運転経歴証明書を所持している方
4. 村税に滞納がない方
5. 運転経歴証明書の交付を受けた日から1年を経過していない方
6. 他で運転経歴証明書交付に係る助成金、補助金等の交付を受けていない方

○ 必要書類

申請には以下の書類が必要となります。

1. 申請書兼請求書
2. 運転経歴証明書の写し
3. 申請者本人名義の通帳の写し

○ 注意事項

1. 運転経歴証明書は、警察署及び運転免許センターにて交付しています。役場では申請できませんのでご注意ください。
2. 運転免許証を「取消」や「失効」(有効期限切れ)されている方は、運転経歴証明書を申請することはできません。

☎ 防災課(地域安全係) ☎ 21-5190

新型コロナウイルスに関する相談窓口

< 福島県電話相談窓口 >

● 一般相談

福島県相談専用ダイヤル

電話番号 024-521-7871

受付時間 平日 8:30～21:00

土日祝祭日 8:30～17:15

県南保健福祉事務所(県南保健所)

電話番号 0248-22-6405

受付時間 平日 8:30～17:15

● 症状がみられる方の相談

帰国者・接触者相談センター(県南保健所)

電話番号 0248-21-8188

● 西郷村一般相談窓口(健康推進課 保健係)

電話番号 0248-25-1115

受付時間 平日 8:30～17:15

窓口カウンターにアクリル板を設置

当庁では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口カウンターにアクリル板を設置しております。ご理解の程よろしくお願いいたします。



このコーナーでは、毎月「西郷村仰歩句会」・「西郷文芸クラブ」の作品を紹介していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動を休止しています。そのため、今月の作品はお休みとなりますのでご了承ください。

にしごうの
文芸

5月の行事カレンダー

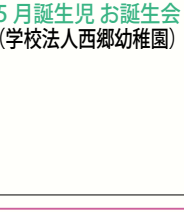
※行事日程が変更になる場合もあります。
ご了承ください。

毎月連載している「今月の顔」は、新型コロナウイルス感染予防のため、当分の間お休みいたします。
そのため、内容を変更して掲載します。

人口と世帯数（4月1日現在）

人口 20,151 人（前月比 -90）
・男 10,197 人（-49）
・女 9,954 人（-41）
・世帯数 8,253 戸（-43）

※住民基本台帳に基づく

日	月	火	水	木	金	土
					1 子どもの日お祝い会 (10:00 村立西郷幼稚園) (学校法人西郷幼稚園) 子どもの日誕生会 (10:15 くまっこ保育園) 子どもの日会 (10:15 みずほ保育園)	2 
3 憲法記念日 	4 みどりの日 	5 子どもの日 	6 振替休日 	7 	8 避難訓練 (10:00 村立西郷幼稚園) (10:30 くまっこ保育園)	9 
10 	11 母子健康手帳の交付 (福祉課子育て支援センター) 心配ごと相談会 (高齢者生活支援センター) 個別相談会（～15日） (みずほ保育園)	12 12～13ヵ月児健康相談 (9:00 保健福祉センター) 赤ちゃんのママのふれあいひろば (10:00 保健福祉センター) 幼年消防クラブ入団式 (10:00 村立西郷幼稚園) 避難訓練 (川谷保育園)	13 尿検査（～14日） (みずほ保育園)	14 歯科検診 (9:30 くまっこ保育園) 歯科検診 (10:30 みずほ保育園)	15 避難訓練 (10:15 みずほ保育園)	16 
17 	18 交通安全教室 (10:00 まきば保育園)	19 歯科検診 (川谷保育園)	20 英語で遊ぼう ABC (10:00 村立西郷幼稚園) 英語で遊ぼう (10:00 まきば保育園)	21 1歳6ヵ月児健康診査 (12:50 保健福祉センター) 幼年消防クラブ入団式 (10:00 まきば保育園) (10:00 みずほ保育園) (10:00 くまっこ保育園)	22 	23 
24 	25 母子健康手帳の交付 (福祉課子育て支援センター) 無料法律相談会 (高齢者生活支援センター)	26 グランマーパ (川谷保育園) 5月誕生児 お花・お茶 (学校法人西郷幼稚園)	27 英語で遊ぼう ABC (10:00 村立西郷幼稚園) 英語で遊ぼう (10:00 まきば保育園) 誕生会 (10:15 みずほ保育園) 誕生会 (川谷保育園) 5月誕生児 お誕生会 (学校法人西郷幼稚園)	28 防犯訓練 (10:15 くまっこ保育園)	29 交通安全教室 (10:00 村立西郷幼稚園)	30 
31 奉仕作業 (6:30 みずほ保育園) 赤面山安全祈願祭 (8:00 旧白河高原スキー場)						

西郷村防霜対策本部設置のお知らせ

農作物を霜の被害から守るため、4月1日に高橋廣志村長を本部長とする「西郷村防霜対策本部」が設置されました。

気象庁の季節予報（4月9日発表）によると、向こう1ヶ月の平均気温は、平年並みか低いと予想されます。5月31日までの期間中、防災行政無線で注意を呼びかけます。

農家の皆さんは、今後の一時的な低温や降霜の予報に注意し、防霜対策本部からの情報に耳を傾け、霜から農作物を守りましょう。霜による農作物の被害が発生した場合には、役場産業振興課までご連絡をお願いします。

